

瓜生堂駅前交通広場整備に伴う文化財発掘調査業務委託仕様書

第1条（適用）

本仕様書は、瓜生堂駅前交通広場整備に伴う文化財発掘調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものである。

東大阪市（以下「発注者」という。）が瓜生堂地区における埋蔵文化財発掘調査を実施するにあたり、発掘調査に必要な各種業務を受注者が調達・設置・管理・運営・撤去し、発掘調査を安全かつ効率的に実施・遂行することを目的とする。

（1）発掘調査業務における用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は次に定めるものとする。

- ① 「監督者」とは、現場の進捗状況を確認し受注者と協議の上、発掘調査を進める者とし、発注者が定める。
- ② 「監理技術者」とは、監督者と協議の上、作業員を指揮する者とし、受注者が定める。
- ③ 「発掘世話役」とは、現場の安全管理を行うとともに、監理技術者の指示の上、人力掘削並びに図面作成等の支援を行う者とし、受注者が定める。
- ④ 「協議」とは、業務を遂行する上で必要な事項について、発注者（監督者）と受注者（監理技術者）が対等な立場で合議することをいう。

第2条（法令及び規定の準用）

本業務では、発注者・受注者は次の関係法規及び事項を遵守しなければならない。

- （1）文化財保護法
- （2）文化財保護法施行令
- （3）文化庁文化財部記念物課発行 『発掘調査のてびき―集落遺跡発掘編―』2010年
- （4）大阪府における埋蔵文化財の調査と保護の手引き（H20版）
- （5）東大阪市会計規則
- （6）建設業法
- （7）廃棄物処理法
- （8）騒音規制法
- （9）振動規制法
- （10）盛土規制法
- （11）労働安全衛生法
- （12）その他関連計画、法令等

第3条（業務の場所）

東大阪市瓜生堂三丁目地内とする。調査位置図及び調査トレンチ配置図は別紙1～2のとおり。

また、撤去図面は別紙3のとおり。

第4条（業務の期間）

本業務の業務期間は契約の日から令和12年3月29日までとする。ただし、コンクリート基礎、アスファルト舗装の撤去や発掘調査に必要な現場詰所、仮設トイレ等の設置は、令和8年9月30日までに完了すること。なお、想定している工程は別紙6のとおり。

第5条（業務の仕様、内容）

本業務の仕様、内容は以下のとおりとする。

項目	数量	単位	備考
コンクリート基礎撤去・処分	609	m ³	
舗装撤去・処分	332	m ²	アスファルト厚さ 5cm（推定）
機械掘削	7,731	m ³	運転手、重機の搬入及び回送含む。平爪。バックホウ山積 0.8 m ³ を基本とする。重機は調査区の堅緻な表土の掘り起こしと埋戻しのみに使用する。排土移動及び処理のため重機は調査期間中常駐すること。
人力床掘	4,563	m ³	人力掘削に必要な発掘道具含む。商用電源使用。ベルコン 4 台 1 組（傾斜据付）
押土（ルーズ）	24,588	m ³	ブルドーザー 20 トン級
埋め戻し	12,294	m ³	最小埋め戻し幅 4m 以上
整地	12,294	m ³	運転手、重機の搬入及び回送含む。バックホウ山積 0.8 m ³ を基本とする。排土処理（整地）に使用する。
遺構面人力排水	1,083	m ²	トレンチ内の湧水、降雨時の排水等の水替え工。なお、雨天後など、人力による排水が困難な場合は水中ポンプを用いるもの。
遺構面シート張り	1,083	m ²	設置・撤去 ブルーシート 3000 番
足場	1	式	3 段一連。（現場管理費に含む）
高所作業車運転	15	日	トラック架装リフト バケット型 作業床高 8m
現場詰所	1	棟	面積 75 m ² 程度。 別発注業務の監督者の詰所に使用するもの。 備品配置は別紙 4・5 のとおり（備品込）。
仮設トイレ	4	基	大小兼用。汲み取り含む。男女別。
養生用シート・土嚢袋	1	式	遺構と遺物、壁面の保護。排土の保護。（現場管理費に含む）
低圧受電設備	1	式	水中ポンプの電源。詰所内の電気。受注者支払い。

水道	1	式	遺構の水撒き・遺物洗浄。現場道具の洗浄。詰所内の水道。水道栓あり。受注者支払い。
電話・インターネット環境	1	式	詰所内の電話・インターネット環境の整備。受注者支払い。
近接施工に伴う測量	1	式	掘削範囲の一部は鉄道橋脚の近接施工になることから、施工期間中において1日3回以上、変位量を計測すること。また、近接施工に伴う協議資料作成も行うこと。
その他	1	式	調査に必要な消耗品等。

現場条件や近隣関係者との協議及び要望に伴い、設計図書と変更が生じる場合は、発注者と十分に協議を行い、事前に書面で承諾を得ること。また、設計変更を行う必要が生じた場合は、変更に係る資料（数量算定根拠、変更図面等）の作成を行うこと。

第6条（業務の詳細）

本業務の詳細は以下のとおりとする。

（1） 人員の要件

監理技術者は、埋蔵文化財の発掘調査経験を5年以上有する者とする。

発掘世話役を1名以上配置することとする。埋蔵文化財の発掘調査経験を5年以上有する者とする。

（2） 発掘作業工程

以下の作業を行い、監理技術者は発掘世話役並びに作業員の作業状況、成果を確認し監督者に報告を行う。

発掘調査位置及びトレンチ位置は別紙1～2のとおり。北1→北3→南区の順番で調査を進めること。なお、掘削土は場内で処理すること。

- ① 表土除去（機械掘削）：遺物包含層もしくは遺構面までの表土及び盛土を重機により除去し、指定する排土置き場に仮置き成形する。
- ② 遺物包含層・遺構掘削（人力掘削）：表土除去以降の掘削並びに遺物包含層が検出された場合は、監理技術者は監督者と協議をしたうえで発掘世話役並びに作業員に掘削する範囲と深度を指示すること。排土は指定する排土置き場に仮置きする。重機は排土移動および処理のため調査期間中常駐すること。
- ③ 雨水・湧水対策：雨水・湧水による遺構の崩壊や遺物の流出、作業環境の悪化などを防ぐため、必要に応じ遺構等をブルーシート・コンパネ等で保護し、作業の障害となる溜水を除去するなど、調査区の維持管理に努めること。
- ④ 埋戻し：現地調査終了後、速やかに埋戻しを行うこと。溜水がある場合は水を十分除去してから、適宜転圧を行い、可能な限り現状復旧に努めること。

（3） 作業日及び時間

- ① 月単位の週休2日とする。
- ② 1日の作業時間は、午前8時30分から午後5時00分までの間。なお、8時30分に朝礼を行い、監理技術者は監督者に作業員の人数管理と1日の調査工程について共有すること。

- ③ 上記で定めた作業日以外に、現地説明会を発注者、受注者協議の上、必要に応じて1回以上実施すること。
- ④ 作業員を統括する監理技術者は作業日において常駐することを原則とする。ただし、監理技術者が急病や所用により調査現場を離れざるを得ない場合は、監理技術代理者を置くこと。1作業日を超えない一時的な場合のみ発掘世話役が監理技術者を兼務することができ、兼務中の業務を監理技術者に報告すること。
- ⑤ 上記で定めた作業日以外にも、調査の進捗状況等により監督者が作業を実施する必要があると認めた場合は、発注者に報告の上、作業を実施することができる。
- ⑥ 天候不順や監督者が調査の進行上必要と認めたときは、作業を行わない場合がある。当日の作業を中止する場合は、監理技術者が監督者より連絡を受け、作業員に連絡することとする。

(4) 現場環境整備

① 防じん対策

・防じん対策として既存フェンスに防じんシートを設置する等、粉じんの飛散防止に努めること。

② コンクリート基礎及び舗装撤去・処分

・発掘調査予定地の一部にあるコンクリート基礎、舗装の撤去及び処分を行うこと。また、特にコンクリート基礎撤去時は、騒音・振動の発生に細心の注意を払い、騒音・振動の少ない工法を選定（カッターで切断する等、振動の少ない切断方法を選ぶ）し、対策を講じること。撤去図面は別紙3のとおり。

③ 建設機械（排出ガス対策型）

・本業務において以下に示す建設機械を使用する場合には、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。但しこれにより難しい場合は、発注者と協議の上、設計変更するものとする。

機 種	備 考
バックホウ トラクタショベル（車輪式） ブルドーザー ローラ（ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ） ホイールクレーン モータグレーダ	ディーゼルエンジン （出力 7.5kw 以上 260kw 以下） を搭載した機種に限る。
発動発電機	（可搬式、溶接兼用機を含む）
空気圧縮機	（可搬式）
油圧ユニット	（基礎工事用機械で独立したもの）

・排出ガス対策型建設機械には、「トンネル工用」または「一般工用」いずれかの指定ラベルが貼付され、「トンネル工用」の指定を受けた機械は一般工事にも使用することができる。



・排出ガス対策型建設機械を使用する場合、受注者は現場施工において使用する建設機械の写真撮影を行い、発注者に提出するものとする。

④ 現場管理と調査進行に必要な以下の仮設物等を整備

・現場詰所（面積 75 m²程度。調査資材等の仮置き、監督者の詰所。電気工事、水道工事、インターネット環境整備工事を含む。なお、使用料金は受注者が支払うこと。）。現場詰所内什器及び配置は別紙 4～5 のとおり。

- ・仮設トイレ（男女別で各 2 基。水洗・汲取り式とする。設置・撤去・汲取り含む）
- ・搬入搬出口の整備（既存フェンスの撤去を含む）

(5) その他の事項

- ① 受注者は、発掘作業を開始するにあたっては監督者の指示を受け、必ず監督者との協議内容に基づき、実施しなければならない。
- ② 受注者は、業務に先立ち監督者と十分な協議及び準備を行い、業務を実施しなければならない。十分な協議及び準備とは、現場及びその付近の事前確認、調査工程の確認並びに必要な人員及び物品の確保、現場での安全確保及び埋戻しの方法等についての協議及び準備をいう。
- ③ 現場詰所や仮設トイレ等の設営は機械掘削を開始するまでに完了すること。
- ④ 最大掘削深度が GL-5.5m のため、法面勾配 1：1 を遵守し、深度 2.0m ごとに幅 50cm の小段（水平部分）をつけること。別紙 1～2 の計画断面図のとおり。
- ⑤ 鉄道付近の掘削（調査地区北 1、3）については近接施工となることから、受注者は影響を把握する計測を実施すること。計測方法については鉄道高架橋の下部と上部にターゲット（シールタイプ）を設置し、トータルステーションを使用して計測（鉛直・水平・傾き）する。計測結果の報告は毎日行い、基準値を超過した際は作業を中断し、直ちに報告、原因の究明、変位抑制対策を実施すること。なお、基準値は協議により決定する。また、受注者は必要に応じて鉄道事業者と近接施工協議を行い、協議資料の作成を行うこと。
- ⑥ 調査区下端が繋がるよう調査すること。

第 7 条（現場管理）

- (1) 受注者は労働安全衛生法及びその他の法令を遵守し、常に安全管理・衛生管理に努め、業務の実施場所における労務災害や作業員の健康被害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は発注者の指示する場所に、遺跡調査の名称・調査期間・発注者名・受注者等を記入した作業表示板を設置しなければならない。
- (3) 受注者は一般道路や隣接地等、その他必要と認められる箇所には調査標識板等を設置し、安全管理に努めなければならない。
- (4) 地域住民との必要な折衝は、受注者が行うものとし、あらかじめその概要を監督者及び発注者に報告しなければならない。また、苦情や意見について適宜対応し、遅滞なく監督者及び発注者に報告しなければならない。
- (5) 受注者は期間中における、足場、養生用シート、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の設置、撤去、補修について、関係機関と協議の上、現場条件に応じて設

置すること。

- (6) 受注者は業務の実施場所の防犯対策について、適切な措置を講じなければならない。

第8条（熱中症対策）

- (1) 受注者は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則を遵守し、高温による労働者の健康障害を防止するため、適切な措置を講じること。

【主な措置事例】

- ・熱中症発症時対応方法(連絡体制等)の現場掲示、朝礼又は昼礼時の作業員への注意喚起、労働者の体調チェック、休憩時間の確保
 - ・冷感スプレー、経口補水液、塩飴、クーラーボックスの常備（全てを実施すること）
 - ・休憩所（簡易テント、すだれなど）の設置
 - ・扇風機やスポットクーラーの設置
 - ・空調機能付作業服や首掛けクーラーの支給
- (2) 受注者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。
- (3) 受注者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコリ、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

第9条（その他の事項）

- (1) 受注者は、業務着手前に作業実施計画書及び作業工程表を発注者へ提出し、承認を得なければならない。業務着手後、速やかに業務着手届を提出するとともに、業務完了後は、業務完了届を提出すること。
- (2) 前記「第6条 業務の詳細」(1)人員の要件について、受注者は業務着手前に規定の条件を証明する個人経歴書を発注者へ提出し、承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、契約期間内に本業務が履行できるよう、工程管理を行わなければならない。このため、受注者は作業日報、作業月報を整備し、月ごとに発注者の確認を得ること。
- (4) 本業務の全部を一括して再委託してはならない。業務の一部を第三者に委任するときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (5) 重要な遺構が検出された場合に、その遺構を保護もしくは剥ぎ取り等で移設すると判断される場合がある。その際には別途発注者と協議すること。
- (6) 調査期間については現場の状況により開始時期及び終了時期が変更する可能性があるため、その際には別途発注者と協議すること。

特記仕様書

第1条（総則）

本仕様書は、東大阪市(以下「発注者」という。))が実施する「瓜生堂駅前交通広場整備に伴う文化財発掘調査業務委託」(以下、「本業務」という。))に関する特記仕様書である。

第2条（現地説明会の対応）

北区・南区の調査のうち、調査後半の時期に必要な応じて1回以上、現地説明会を実施する。現地説明会の実施にあたっては事前の準備や安全管理、動線の確保など設営に協力すること。また当日は案内や安全管理のためのスタッフとして発掘世話役や作業員が従事すること。

第3条（近隣関係者の対応）

調査地は浄風寺や近鉄奈良線に隣接しているため、関係者との調整の中で生じる対応については適宜、監督者の指示に従い対応すること。なお関係者との調整等は発注者が行うものとする。

第4条（コンクリート基礎及び舗装撤去、掘削作業時の環境配慮）

- (1) 本業務を施工するにあたり、特に地域住民に直接影響を及ぼす作業中の騒音・振動・排ガス・粉じんの低減を図る為、従事者への環境教育を行うと共に、工事手法を工夫するなど出来る限り周辺への環境影響が少なくなるよう努めること。なお、受注者が近隣住民に迷惑をかけ、苦情等が発生した場合には、直ちに受注者の責任をもって解決するものとする。
- (2) 法的要求事項の順守にあたり、環境関連法令に基づく手続きを関係機関に行うと共に、発注者に速やかに報告すること（届出書の写し等を添付）。

第5条（建設廃棄物の処分）

- (1) 本業務の施工により発生する建設廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び本市「建設副産物利用基準」に基づき、再資源化施設の整った処分場へ受注者の責任において適正に処理しなければならない。
- (2) 本業務におけるコンクリート塊、アスファルト塊の処分費については下記の処分場にて積算しており、設計変更の対象とはしないものとする。

廃棄物の種類	昼夜区分	処理業者名	運搬距離	処 理 場 位 置
コンクリート塊（無筋）	昼	(株)英光産業	2.8km	東大阪市菱江2丁目15番1
コンクリート塊（有筋）	昼	(株)英光産業	2.8km	東大阪市菱江2丁目15番1
アスファルト塊	昼	村野建材(株)	5.2km	八尾市福栄町4丁目25番地

- (3) 処分場の受入業者判断により、受け入れを拒否された建設廃棄物は発注者と協議の上、処理を決定するものとする。
- (4) コンクリート塊、アスファルト塊について、夜間処分となる場合は、発注者と協議すること。

第6条（その他）

- （１）検査は、工期内検査を原則とし、設計図書により義務付けされた提出図書のすべてを検査日の土曜日、日曜日、祝日等を除いた５日前までに発注者へ提出すること。また、検査日は、土曜日、日曜日、祝日等を除く、工期末日の前日までを原則とする。ただし、完了検査を除くその他の検査はこの限りではない。
- （２）受注者は、受注者の責に帰さない特段の理由がない限り、令和１２年３月２９日の完成期限を順守すること。ただし、コンクリート基礎、アスファルト舗装の撤去や発掘調査に必要な現場詰所、仮設トイレ等の設置は、令和８年９月３０日までに完了すること。